監査委員の決算審査意見

平成20年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成21年6月15日から7月21日(中頓別町国民健康保険病院事業会計)、7月27日から8月26日(中頓別町一般会計等その他全会計)の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。

決算審査意見書の要旨

(1)中頓別町国民健康保険病院事業会計

20年度の病院事業の決算状況は、損益計算書で見ると5,4 05千円の純利益となり、累積欠損金は前年度に比べ微減し、2 89,99千円となっている。

これは、18年度からスタートした公営企業経営健全化計画に基づき、一般会計から繰出しを受けて、単年度欠損金を出さないようにした結果である。

患者数の動向は、前年度に比べ、入院で激減、外来で微増しており、患者1人1日当り診療収入で見ると、入院は1,292円(▲7.3%)と大きく減少したものの、外来は427円(8.8%)と増えている。

給与費は、前期末に比べ2,898千円減少しているものの、 医業収益がそれを大きく上回るペースで減少(43,505千円) しており、労働生産性が低下する一方、労働分配率、医業収益に 対する職員給与費の割合が大幅に上昇している。

国保病院事業をめぐる環境は、依然として非常に厳しいと判断され、今後も引き続き経営改善の努力が必要である。

(2) 一般会計及び特別会計(国民健康保険病院事業会計を除く)

わが国の経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、平成14年度以降、息の長い景気回復が続いてきたものの、昨年来の百年に一度と言われる世界的な金融経済危機の中、景気後退局面は、輸出、生産、収益のすべてに及んでおり、倒産の増加、大手企業をはじめとする非正規社員の大量解雇、生活保護世帯の急増などが社会問題となり地方行政にも大きな影響を与えている。

平成20年度知財計画では、地方公務員の給与関係経費、投資的経費は削減する一方、地方再生対策費を創設し、とくに財政状

況のきびしい市町村に手厚く配分したことから、本町においても 前年度を上回る地方交付税が確保された。

自治体財政健全化法の4指標のうち、実質公債費比率は、こう した地方交付税の伸びなどにより算定の基礎となる標準財政規模 (分母)が大きくなり、当初の予測からいささか数値は好転して いる。

それでも、早期健全化判断基準の25.0%を大きく上回る28.3%と算定されたことから、平成21年度中に公認会計士などによる外部監査と財政健全化計画の策定が義務付けられることに変わりはない。

先行き不透明な中で着実に実施しなければならないのは、本町は自ら背負った借金によって早期健全化団体となるのであり、一刻も早い財政規律の回復を最優先に掲げ、全庁一丸となって行財政改革に取り組むことである。

(指摘事項)

- ① 町税の不能欠損理由と使用料滞納者の取扱いについて、複数 の滞納公金を有する同一人は、関係部署が連携して、支払能力 の調査、徴収できない理由(不納欠損の理由等)を統一化され たい。
- ② 山村交流施設の指定管理について、町観光協会が指定管理者となって管理を代行しているが、公の施設ではない「砂金堀り体験場」及び「大畑山展望台」の維持管理経費を措置している事実が認められた。

両施設とも公の施設とする条例がない以上、協定の内容に含めることは不適切であると判断するので、早急に是正されたい。

③ 随意契約(そうや自然学校インストラクター委託業務)について、地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることが原則であり、任意に特定の業者を選定して契約を締結する随意契約については、地方自治法施行令または地方公営企業法施行令に定める場合に限り、認められるものである。

「そうや自然学校インストラクター委託業務」については、 予算段階から一者の参考見積りによって積算されており、その 後の予定価格の決定に際しても同法人から見積りを徴したのみ であり、「予算額=予定価格=見積額=契約金額」のすべてが同 額となっていた。

このため、業者主導による言い値の委託が行われているとの 懸念を生じさせることから、極力発注者側において、設計・仕 様書の作成・精査を行うべきである。 発注側が情実に左右されないよう判断のための客観的な基準をつくり、公正な契約事務が進められるように努めなければならない。

- ④ 国民健康保険税の誤賦課について、電算システムの問題から 1件発生している。国民皆保険制度、町が行う税の賦課徴収事 務への信頼を著しく損ねるものであり、徹底した原因究明と再 発防止策を求める。
- ⑤ 設置条例なき諮問機関(附属機関)委員への報酬については、「中頓別町環境基本条例検討懇話会」、「自治基本条例策定委員会」、「中頓別町地域新エネルギービジョン策定委員会」等は、いずれも町長から諮問を受け、答申を行う附属機関として位置付けられ、各委員には報酬が支払われていた。これらの委員会等の設置条例がなく、委員は非常勤職員としての身分を取得していないため、報酬を支払うことは違法である。しかし、当該委員については、報酬相当の実労がともなっており、返還を求める必要はないと判断する。

地方自治法第 138 条の 4 は、附属機関の乱立による行政の肥大抑止が法意であり、今後は必要最小限の組織をもって事務執行にあたるよう努められたい。

⑥ 公営住宅入居者の保証人について、入居者の高齢化等に伴い、保証人の確保が難しくなっていると思われる。

「中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例」第 10 条第 3項による保証人の連書を必要としない規定があることを周知 するよう努められたい。

⑦ 水道料金徴収委託料について、一月あたり 60,500 円が支出されている。平成 16 年度に設定されているが、当時の徴収件数は 103 件であり、平成 20 年度 87 件と比べ、一件あたり徴収単価は、587 円から 695 円と高くなっている。

これまでの前例にとらわれることなく、口座振替の促進を図るとともに、早急に徴収委託業務の廃止を含め見直しを検討すべきである。

⑧ 郷土資料館の利用状況について、無料入館者の数(304名) が、有料入館者の数(141名)を大きく上回っており、なおか つ入館無料とする根拠が定かではない。

「中頓別郷土資料館設置及び管理等に関する条例」第7条に規定する減免措置によるものならば、対象者等の基準を明らかにすべきである。その際、いたずらに減免範囲を拡大せず、極力、収入を上げられるよう要件設定については熟慮すべきである。